

北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援事業 Q & A

(平成31年3月18日付け更新)

I 交付制度・予算措置等

Q 1 交付金の上限は。

A 1 「別紙 市町村別交付金額」のとおり。

Q 2 他の制度（補助金・交付金等）との併用は可能か。

A 2 可能。ただし、市町村の負担分が対象となるため、過充当とならないよう事業を実施すること。（当協会の他制度との併用は不可。）

Q 3 予算措置（歳出）について、新たな事業で予算計上しなければならないか。（H31年度内事業での予算振替等により対応することは可能か。）

A 3 予算振替等での対応で差し支えない。

Q 4 予算措置（歳入）について、名称はどのようにすれば良いか。

A 4 各市町村で名称を付して差し支えないが、当協会（40周年記念特別支援事業）の交付金である旨、配意願いたい。

Q 5 債務負担行為で今年3月に契約を行い、4月以降に購入するものは対象となるか。

A 5 平成32年2月までに対象事業が完了すれば対象となる。

Q 6 施設等整備事業を実施した場合において、実施設計等は対象となるか。また、起債事業にこの交付金を充当することは可能か。

A 6 実施設計等は対象外。起債事業に充当することは可能。

Q 7 防災備蓄品等整備基金(仮称)の積立について、すでに類似する基金がある場合、その基金に40周年特別支援事業の交付金を積み立てすることは可能か。

A 7 不可。積立金とする場合は、新たな基金を設置すること。

Q 8 防災備蓄品等整備基金(仮称)の積立について、基金を設置し積み立てた後に、市町村において積み増しすることは可能か。

A 8 可能。

Q 9 基金積立の場合、「非常用飲食料」以外は対象にならないのか。

A 9 交付対象事業のうち、防災備蓄品整備事業に掲げた内容で、2～3年で更新・補充を要するものを対象とする。

Q 10 平成31年度は防災・減災に係る整備の予定がなく、基金に積立する場合、予算措置はいつまでに行わなければならないか。

A 10 平成32年2月までに行えば良い。

Q 11 5月の交付決定前に、発電機等を購入した場合は対象となるか。

A 11 予算振替も可能であり、4月から予算執行しても対象となる。

Q 12 予算の裏付けが無くとも、交付申請を行っても良いか。

A 12 申請時点で予算の裏付けがなくても、交付申請は可能。平成32年2月までに予算措置し、防災備蓄品整備等を行えば良い。

## II 対象事業等

Q 1 対象事業のうち、複数事業を実施することは可能か。

A 1 可能。

Q 2 備蓄品、備品等の購入にあたっては、備蓄品等の整備計画は必要か。

A 2 不要。

Q 3 備品等を整備した場合、「贈 北海道市町村振興協会」等の記載は必要か。  
また、記載に係る費用は対象になるか。

A 3 不要。記載した場合においても費用は対象とならない。

Q 4 物品の購入個数（同じ物品を何個まで）に上限はあるか。

A 4 市町村で必要な個数であれば、上限はない。

Q 5 平成30年度に他の制度（補助金・交付金等）を活用し備品を購入したが、  
40周年特別支援事業において、前年度と同じ備品を購入（買い増し）することは可能か。

A 5 可能。

Q 6 地域防災計画等の計画策定に係る経費は対象になるか。

A 6 対象外。

Q 7 防災備蓄品等の購入について、  
防災用の発電機、防災行政無線用の蓄電池、カイロ、乾電池、延長コード、  
発電機用の燃料（ガソリン）、布担架、簡易トイレに使用する薬剤（し尿処理剤）、  
避難道路整備の草刈り機は対象となるか。

A 7 対象。

Q 8 災害時に用いる職員用の被服の購入は対象となるか。

A 8 対象となるが、本支援事業の趣旨として、災害時に地域住民に役立ててもらえるものを優先し活用してほしい。

Q 9 避難所（武道館）の畳の入れ替えは対象となるか。

A 9 維持管理的経費は、対象外。

Q 10 案内板の維持管理に必要な金具部品も対象となるか。

A 10 修繕等の維持管理的経費は、対象外。

Q 11 災害時用として、住民に配付する照明確保用のランタンや防災行政無線個別受信機は対象となるか。

A 11 対象。

Q 12 防災・減災のための I P 無線機の購入は対象となるか。

A 12 対象。

Q 13 災害時の防災備蓄品の搬送やブラックアウト時の非常用電源として、P H V ハイブリッド車や L P ガス移動電源車両の購入は対象となるか。

A 13 対象。

Q 14 災害時の人荷運送用として、公用バスの購入は対象となるか。

A 14 災害時のためのものであれば、対象。

Q 15 車両整備の際、車庫を整備（新規購入、改修）した場合は対象となるか。

A 15 車庫整備については、対象外。

Q 16 避難所（小学校）の環境整備の一環で、高齢者や障害者のためのトイレの洋式化は対象となるか。

A 16 国（内閣府）が示した「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」に沿ったものであれば、対象。

Q 17 消防資器材は対象となるか。

A 17 本来、地域住民の安全・安心の確保が消防の本務であることから、消防資器材等の整備は、対象外。

Q 18 避難所（公共施設）の消防設備や電気設備等の保守点検等経費は対象となるか。

A 18 保守点検等の法的義務に係る経費は、対象外。

Q 19 災害時の被害を低減するため、煙感知器の交換や公共施設の壁打診点検、消防ホースの交換等は対象となるか。

A 19 法的な義務があるものや、施設の一般的な維持管理・修繕等の経費は、対象外。

Q 20 防災サイレン移設のための光ファイバー敷設工事は対象となるか。

A 20 対象。

Q 21 市役所庁舎の非常用電源設備の更新は対象となるか。

A 21 対象。

Q 22 市町村立の病院や福祉施設、下水道施設等への発電機の購入は対象となるか。

A 22 災害時のためのものであれば、対象。

Q 23 防災教育の一環として、消防一部事務組合で購入する住民体験装置は対象となるか。

A 23 対象。

Q 24 福祉施設等（民間）の非常用電源整備を補助事業で行うのは対象となるか。

A 24 対象外。

Q 25 災害時のための人荷運送用車両や公共施設等に設置する発電機、トランシーバーのリース料（5年契約）、通信費は対象となるか。

A 25 車両等のリースは、仮に平成31年度で終了もしくは解約した場合、現物は何も残らないことや、通信費は経常的な経費であるため、対象外。

Q 26 防火・防災管理講習のテキスト代は対象となるか。

A 26 防災管理者としての法的な義務に関わる経費は、対象外。